

## 支払手段の準備金について

小 林 威 雄

一

(一)「致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄藏は、ブルジョア的生産の発達とともに減少するの交換過程によって直接に必要とされるこの貨幣蓄藏(支払手段の準備金の形態における貨幣蓄藏——引用者)は増加する。というよりもむしろ、一般に商品流通の領域内で形成される蓄藏貨幣の一部分は、支払手段の準備金として吸収される」

(二)「自立的な致富形態としての貨幣蓄藏は、ブルジョア的社會の進展につれて消失するが、これに反して、支払手段の準備金の形態での貨幣蓄藏は、ブルジョア的社會の進展につれて増大する」

(一)の引用文は『経済学批判』第二章三貨幣(b)支払手段の項の第十四パラグラフのなかにふくまれている文章であり、(二)の引用文は『資本論』第一巻第一編第三章第三節貨幣(b)支払手段の項の最後のパラグラフの文章

である。この二つの引用文は、単純な商品流通のもとにおいて支配的におこなわれる「致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵」いかえれば「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」は、ブルジョア的社會の發達とともに減少するということを指摘し、これに反して「支払手段の準備金の形態での貨幣蓄蔵」は、ブルジョア的社會の發達とともに増大するということを指摘している。<sup>(1)</sup>

(1) 前者の「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」はブルジョア的社會の發達とともに減少していくが、完全に消滅してしまふのではない。激変期においては、發達したブルジョア的社會のもとにおいても「蓄蔵貨幣としての貨幣の埋蔵」(『批判』S. 125)がおこなわれる。

さて、この二つの引用文において、われわれは、支払手段の準備金の形成は貨幣蓄蔵であり、支払手段の準備金は蓄蔵貨幣の形態にあるということを読みとることができる。支払手段の準備金は蓄蔵貨幣であるというマルクスの指摘はただこの二つの引用文にかぎられているわけではない。『批判』および『資本論』の全巻にわたって散在している支払手段の準備金についての断片的な叙述においてもみることができ<sup>(2)</sup>る。そこで、一般に支払手段の準備金は蓄蔵貨幣であると理解されている。

(2) たとえば、「蓄蔵貨幣としての貨幣の集積、すなわち今日では資本のうちつねに貨幣形態で現存していなければならない部分の、支払手段および購買手段の準備金としての集積」(『資本論』第三卷、S. 350、長谷部訳、青木版四五三ページ)。

ところで、蓄蔵貨幣であるが、一般には蓄蔵貨幣とは  $W-G-W$  の中断によつて  $G$  が流通からひきあげられて、流通の外部にでている貨幣であるとされている。したがって、蓄蔵貨幣とは流通貨幣量の一構成部分ではなくして、流通貨幣量から分離されており、流通貨幣量の増減を調節する機能をはたす貨幣となる。そこで、さきの「支払手段の

準備金は蓄蔵貨幣である」という規定と関連させて考えてみるとつぎのようになる。すなわち、支払手段の準備金は蓄蔵貨幣であるから、支払手段の準備金は流通の外部にでており、流通貨幣量の一構成部分ではなく、流通貨幣量の増減を調節する機能をはたすことができる、と。ところが、われわれは、『批判』および『資本論』において、このように支払手段の準備金が流通貨幣量の一構成部分ではなく、それから分離されている、ということについての規定をみることはできない。また逆に、支払手段の準備金は流通貨幣量の一構成部分をなしている、ということについての規定もみることができない。総じて『批判』および『資本論』においては、支払手段の準備金と流通貨幣量との関係についての直接的な叙述は与えられていないのである。

しかし、「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」ということを正しく理解するためには、支払手段の準備金が流通貨幣量の一構成部分をなしているかないか、つまり支払手段の準備金と流通貨幣量との関係を理解しておかなければならない。支払手段の準備金と流通貨幣量との関係を理解することによって、はじめて「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」ということを正しく理解することができ、この場合の蓄蔵貨幣の意味を明確にすることができるであろうと思う。

ところで、わたくしは前稿（『鑄貨準備金』について『立教経済学研究』第十二巻第二号）のなかで蓄蔵貨幣を広義の蓄蔵貨幣と狭義の蓄蔵貨幣とに區別してつぎのようになした。「狭義の蓄蔵貨幣とは、流通の中断によって生じた貨幣が流通からひきあげられて流通の外部にでている貨幣としてとらえられる。したがって、狭義の蓄蔵貨幣は、流通貨幣量から分離されており、その構成部分ではない。つぎに、広義の蓄蔵貨幣とは、流通の中断によって非流通手段の形態におかれている貨幣としてとらえられる。もちろん広義の蓄蔵貨幣には狭義の蓄蔵貨幣も含まれるし、また鑄貨準備金

も含まれる」(六一〜六二ページ)と。広義の蓄蔵貨幣は、流通の中断によって非流通手段の形態におかれていた貨幣であるから、流通していない非流通手段の形態にある「鑄貨準備金」も広義の蓄蔵貨幣に含まれるわけである。

そこで、この蓄蔵貨幣の区別からみれば「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」という場合の蓄蔵貨幣は、広義の蓄蔵貨幣と理解すべきであるか、あるいは狭義の蓄蔵貨幣として理解すべきであるかという問題が生ずる。

この問題を解決するためには、蓄蔵貨幣を広義の蓄蔵貨幣と狭義の蓄蔵貨幣とに区別する点だが、流通していない非流通手段の形態にある貨幣が流通貨幣量から分離されているか、あるいはその一構成部分をなしているかというところにあるのであるから、支払手段の準備金と流通貨幣量との関係をあきらかにしなければならぬことになる。

本稿は、「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」という規定を支払手段の準備金と流通貨幣量(狭義には支払手段の流通貨幣量)との関係の面から考察して、この場合の蓄蔵貨幣の意味をとらえ、広狭いずれの蓄蔵貨幣として理解すべきであるかをあきらかにしようとするところである。

なお、前半はその準備として、支払手段の準備金が形成されなければならない必然性およびその形成過程、そして支払手段の準備金がおかれている状態などを考察し、さらに、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵を「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」および「鑄貨準備金」の形成と比較し、その相異を検討して支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵の契機、目的、役割などをあきらかにし、そしてそれぞれの貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣についての考察にあてられている。

まず支払手段の準備金が形成されねばならない必然性およびその形成過程について考察し、さらに支払手段の準備金がおかれている状態についてふれ、そして支払手段の準備金の流通にたいする關係について考察しよう。

支払手段としての貨幣の機能は、「価値尺度と流通手段との統一として」(『批判』S. II. 6)貨幣となつた商品、金が、このような貨幣としての定在において流通過程の内部においてうけとる機能である。流通手段と區別された貨幣は、 $G - W - G$ の出発点をなすけれどもこの流通形態においては、貨幣はすでに資本としての形態規定をうけている。しかし、貨幣はそれ自身が $W - G - W$ という流通の直接的形態の結果であるから、支払手段の機能も $W - G - W$ の流通形態のなから説明されなければならない。

商品流通の発達につれて、商品の譲渡をその価格の実現から時間的に分離させる諸關係が発達する。それぞれの商品には「ある商品種類は、その生産のために比較的ながい時間を要するが、他の商品種類は、比較的に短い時間しか要しない。種々の商品は、その生産が種々の季節に結びつけられている。ある商品は、その市場所在地で生みだされるが、他の商品は、遠方の市場へ旅をしなければならぬ」(『資本論』第一巻、S. II. 6、長谷部訳、青木版二六五ページ)というような差異がある。それぞれの商品におけるこのような差異から、ある商品所有者はすでに販売者として登場することができるのに、他の商品所有者はまだ購買者として登場することができないということが生じる。このような状態におかれているかれらのあいだで商品の取引がくりかえされていくと、商品の販売の条件が商品の生産の方の条件によって規制されるようになり、販売者は商品は譲渡するが、購買者が貨幣を手にいれるまでその販売代金をうけとるのをまつ、というように販売条件を変えるようになる。商品は貨幣とひきかえではなく、一定の期日に代金を支払うという契約にもとづいて販売される。ここで商品は譲渡される。そして販売者はいまや債権者とな

り、購買者は債務者となる。このような商品の姿態変換の変化を反映して、貨幣は支払手段という機能をうけとるのである。支払手段としての貨幣の機能を生ぜしめる商品の譲渡とその価格の実現とを時間的に分離させる諸関係、商品所有者のあいだにおける債権債務の関係は、単純な商品流通のなかで、商品流通の発達につれて「自然発生的に」（『批判』S. 136）必然的に発達してくる。

このような商品の姿態変換の変化は、貨幣関係にどのような変化をもたらすであろうか。

商品の变化した姿態変換、つまり「变化したW—G」において、貨幣は、まず価値尺度として機能し、販売される商品の価格を規定する。ここで商品の約定された価格は一定の期日に支払われるべき額を決定する。貨幣は「第二に、観念的な購買手段として」（『資本論』第一巻、S. 111、長谷部訳、青木版二六七ページ）機能し、商品の持手を変える。そしてさいごに、支払期日に行きつて貨幣は現実に流通にはいっていき、価格を実現する。この貨幣は購買手段として過程を媒介するためではなく、支払手段として過程を終結させるために流通にはいるのである。支払手段はこのように流通の内部において運動をおこなうが、しかしそれはすでにその運動以前にできあがつて現存している「社会的関連」（『批判』S. 139）をあらわしているにすぎない。

さて、「变化したW—G」において、購買者は、一定の期間のうちに貨幣を支払うという債務をおう債務者となる。かれは、この一定期間のうちに貨幣を支払うために、この期間のあいだに貨幣を準備しておかねばならない。そのためにかかれは、貨幣の積立をおこなう。この貨幣の積立は一定期間のうちの支払のための積立であるから、それは支払手段の準備金の形成である。このような貨幣の積立、つまり支払手段の準備金を形成しなければならなくなったのは一定の支払期日に貨幣を支払うという契約のもとで商品を購入したからにはかならない。このように、「变化したW

「G」がおこなわれるようになると、つまり貨幣が支払手段としての機能をこの商品の姿態変換の変化にもなつてうけとるようになると、債務の支払のための貨幣の積立（支払手段の準備金の形成）が必然的におこなわれるようになる。すなわち、支払手段の準備金は、「変化したW—G」とともに必然的に形成されなければならない。支払手段の準備金の形成は、「流通過程そのものの諸関係から生ずる社会的必然」（『資本論』第一巻、S. 118、長谷部訳、青木版二六八ページ）である。<sup>(3)</sup> この意味において、支払手段の準備金の形成は、購買と販売との分離というたんなる事実から「鑄貨のたんなる技術上の停滞として」（『批判』S. 141）生じる「鑄貨準備金」の形成とはことなっている。支払手段の準備金の形成と「鑄貨準備金」の形成との相異については、つぎの節においてとりあつかう。

(3) 「諸支払は、また準備金を、支払手段としての貨幣の蓄積を必要にする」（『批判』S. 141）。「支払手段としての貨幣の発達は、支払期日の債務額のための貨幣蓄積を必要ならしめる」（『資本論』第一巻、S. 148、長谷部訳、青木版二七六ページ）。信用制度の発達につれて、したがって資本制生産の発達につれて、貨幣は支払手段として機能することがますます広汎になる。大口の商取引においては、貨幣はほとんどつばら支払手段として機能するようになる。したがってまた、支払手段の準備金の形成はますます必要となる。

なお、支払手段の準備金は、また資本制生産の発達につれて、貨幣取扱業、銀行に集積されるようになる。このことによって支払手段の準備金は経済的最少限に縮小される。

つぎに、「変化したW—G」とともに必然的に形成されなければならない支払手段の準備金は、どのようにして形成されるかというその形成の過程について考察してみよう。

支払手段の準備金の形成過程については、つぎの二つの場合が考えられる。

第一は、債務者が自分自身の商品を販売してうけとる貨幣によって形成する場合である。支払手段の準備金を形成

するための販売は一定の支払期日に債務を支払うために商品を貨幣に転形するのであってこの販売は「個人的諸欲望」(『批判』S.186)からはまったく独立している。もともと、販売者が商品を貨幣に転形するのは、貨幣によって個人的な諸欲望をみたすためにあれこれの諸商品を購入するためであるが、債務者が自分自身の商品を貨幣に転形するのは、債務を履行するため、支払をするためである。かくして、貨幣が、商品の新しい流通過程の諸関係から生じた社会的心然によって流通するために、流通のために、商品の販売の目的となる。このように支払手段の準備金の形成は販売そのものの目的をかえる。

第二は、債務の支払期日以前に、債務者が他のものにはたいしてもっている債権がその期日にたつして手もとにはいつてくる貨幣によって形成する場合である。この場合には、支払手段として機能した貨幣が、さらにふたたび支払手段として流通するための準備金を形成することになる。以上のように支払手段の準備金は、債務者が自分自身の商品を販売してうけとる貨幣によって、また、債務の支払期日以前に、債務者が他のものにはたいしてもっている債権がその期日にたつして手もとにはいつてくる貨幣によって形成されるが、支払手段の準備金の形成される相対的の大きさにつては、第四節においてとりあつかわれている。

さて、つぎにこのようにして形成される支払手段の準備金はどのような状態におかれているか、そして支払手段の準備金は、流通にたいしてどのような関係にあるか、ということについて考察してみよう。

支払手段の準備金は、一定の支払期日に債務の支払をおこなうために準備されている貨幣であるから、それは、流通から一時的にひきあげられており、支払期日にたつするまでのあいだ長かれ短かれ休息している。この貨幣の休息状態は、貨幣が支払手段として機能するためにとる一状態である。諸債務の支払は、この休息状態にある支払手段の



準備金が形成されているからおこなわれるのである。支払手段としての貨幣の流通には、支払手段の準備金が形成されていなければならない。

では、支払手段の準備金は、流通にたいしてどのような関係にあるであろうか。支払手段の準備金は、流通過程そのものから生じ、支払期日に債務の支払をおこなうために一時的に流通からひきあげられて休息状態にある貨幣であり、その支払手段としての流通は、債務を生ぜしめた「変化したW—G」によって規定されている。そして、支払手段としての貨幣の流通には支払手段の準備金が形成されていなければならないから、支払手段の準備金は、支払手段としての貨幣の流通のための条件をなしている。つまり支払手段の準備金は、流通のために、流通によって規定されており、「交換過程によつて直接に必要」(『批判』S. 142)とされ、支払手段としての貨幣の流通のための条件をなしているのである。『経済学批判綱要』の附録としておさめられている『経済学批判の草稿断片』のなかにつぎのような文章があるが、マルクスは、ここで支払手段の準備金が、流通過程そのものから生じ、そしてそれが、ただ流通の一時的な休息状態におかれているにすぎない貨幣であることをあきらかにしている。

「流通過程そのものから生じ、かつ本来ただ流通の休息点にすぎないところの、すなわち、流通のために規定されている鑄貨の準備としての、あるいは国内鑄貨そのものでおこなわれる諸支払のための準備としての、貨幣蓄蔵の諸形態のほかには、ここでは貨幣蓄蔵については、したがって、本来の貨幣蓄蔵については、なにもいうことができない」<sup>(4)</sup> (Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, S. 886)。

(4) この文章において「流通のために規定されている鑄貨の準備」とのべられている準備金は「鑄貨準備金」であると考えられる。この文章においては、この「鑄貨準備金」の形成は「貨幣蓄蔵」の一形態として叙述されている。「鑄貨準備金」の形成が、どのような意味で「貨幣蓄蔵」の一形態であるのか、ということについては前稿(「鑄貨準備金」について『立教経済学研究』

第十二巻二号)において考察したが、本稿第三節においてもふれられている。

さて、第一節においてのべたように支払手段の準備金は、『批判』および『資本論』において蓄蔵貨幣の形態であると規定されている。この支払手段の準備金が蓄蔵貨幣の形態にあるという場合の蓄蔵貨幣は、前稿において区分した広義の蓄蔵貨幣の意味であるか、あるいは狭義の蓄蔵貨幣の意味であるかを解明しなければならぬのであるが、いままでの考察によって一応つきることがいいうるのである。支払手段の準備金は、支払手段としての機能を果たすために一時的に流通からひきあげられて休息状態におかれている貨幣であるから、それは流通していない非流通手段の形態にある。流通していない非流通手段の形態にある貨幣が広義の蓄蔵貨幣であるから、支払手段の準備金は、広義の蓄蔵貨幣の意味には解しうると。

ところで、支払手段の準備金は流通していない非流通手段の形態にある貨幣であるといっても、狭義の蓄蔵貨幣のように流通貨幣量から分離されている貨幣であるであろうか。そこで、支払手段の準備金と流通貨幣量との関係についての考察に移らねばならないのであるが、なお、その前に支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵を「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」および「铸貨準備金」の形成と比較検討することによって支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵の契機、目的、役割などをあきらかにし、そしてさらに、それぞれの貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣について考察しておこう。

### 三

『批判』の第二章三貨幣(b)支払手段の項の第十四パラグラフに、つぎのような文章がある。

「諸支払は、また準備金を、支払手段としての貨幣の蓄積を必要にする。このような準備金の形成は、もはや、貨幣蓄蔵の場合のように流通そのものにとって外的な活動としても、また鑄貨準備の場合のように鑄貨のたんなる技術上の停滞としても、あらわれない。むしろ貨幣が、将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積されなければならぬのである。だから、致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵は、ブルジョアの生産の発達とともに減少するのに、交換過程によって直接に必要とされるこの貨幣蓄蔵は増加する。というよりむしろ、一般に商品流通の領域内で形成される蓄蔵貨幣の一部分は、支払手段の準備金として吸収される。ブルジョアの生産が発達していればいるほど、このような準備金は、ますます必要な最小限にとどめられる。ロックは、利子率のひききげにかんするかれの著述で、かれの時代のこの準備金の大きさについて、興味ある説明をあたえている。それによると、銀行制度が発達しはじめたばかりのその時代に、イギリスでは、一般に流通している貨幣のどんなにいちじるしい部分が支払手段のための貯水池によって吸収されていたかがわかる」（『批判』S.141～2）。

この文章においてのべられていることを整理するとつぎのようになる。

(一)「諸支払は、また準備金を、支払手段としての貨幣の蓄積を必要にする」

(二)「このような準備金の形成は、もはや、貨幣蓄蔵の場合のように流通そのものにとって外的な活動としても、また鑄貨準備の場合のように鑄貨のたんなる技術上の停滞としても、あらわれない。むしろ貨幣が、将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積されなければならないのである」

(三)「だから、致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵は、ブルジョアの生産の発達とともに減少するのに、交換過程によって直接に必要とされるこの貨幣蓄蔵は増加する。というよりむしろ、一般に商品流通の領

域内で形成される蓄蔵貨幣の一部分は、支払手段の準備金として吸収される」

(四)「ブルジョアの生産が発達していればいるほど、このような準備金は、ますます必要な最小限にとどめられる」  
 (五)「ロックは、利子率のひきさげにかんするかれの著述で、かれの時代のこの準備金の大きさについて、興味ある説明をあたえている。それによると、銀行制度が発達しはじめたばかりのその時代に、イギリスでは、一般に流通している貨幣のどんなにいちじるしい部分が支払手段のための貯水池によって吸収されていたかがわかる」

以上、この文章においては五つのことがのべられているのであるが、本節においては、「致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵」<sup>(5)</sup>といかえれば『資本論』の「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」および「鑄貨準備金」の形成と支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵との相異を指摘している(二)について検討しよう。

(5) (一)においてのべられていることは、支払手段の準備金の形成の必然性である。支払手段の準備金の形成の必然性については第二節においてのべた。

(三)は、単純な商品流通のもとにおいて支配的におこなわれる「致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵」、『資本論』においては、「素朴な貨幣蓄蔵形態」(『資本論』第一巻、S. 136、長谷部訳、青木版二五九ページ)とか「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」(同上、S. 148、二七六ページ)とのべられている貨幣蓄蔵は、ブルジョア的生産の発達とともに減少するが、これに反して、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵は、ブルジョア的生産の発達とともに増大するということを指摘している。このことについては、第一節および註(一)、(三)、においてふれておいた。

(四)においてのべられていることは註(3)で簡単に記しておいたが、なお附言するところのようになることである。

資本制生産の発達とともに、支払手段の準備金は貨幣取扱業、銀行に集積されるようになる。このことは(五)のところでも読みとることができるが、支払手段の準備金が貨幣取扱業、銀行に集積されるようになると、支払手段の準備金の収納、保管、そして支払手段として流通にはいる支払、簿記などの純技術的諸操作が、貨幣取扱業、銀行によって代行される。このことによって、支払手段の準備金が個々別々に管理されている場合よりも、支払手段の準備金は経済的に必要な最小限に縮小される。したがって、資本制生産が発達していればいるほど、信用制度が発達していればいるほど、支払手段の準備金は、ますます経済

的に必要な最小限に縮小される。

(五) においてのべられていることについては、二つのことを読みとることができる。一つは、支払手段の準備金が「貯水池に よって吸収されていた」つまり支払手段の準備金が集積されていた、ということである。このことによつてどのような経済的機能がおこなわれるかということは(四) においてのべられている。他のもう一つは、支払手段の準備金が「流通している貨幣」のなかにふくめられているということである。この後者については、つぎの節において、支払手段の流通貨幣量と支払手段の準備金との関係についてとりあつかうさいに、その意味を考察してみようと思う。

(一) 支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵と「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」および「鑄貨準備金」の形成との相異。

さて、(一) においてのべられていることを、さらに整理してみるとつぎのようになる。

(a) 「このような準備金の形成は、もはや、貨幣蓄蔵の場合のように流通そのものにとつて外的な活動としてあらわれなく」

(b) 「このような準備金の形成は、もはや鑄貨準備の場合のように鑄貨のたんなる技術上の停滞としてあらわれなく」

(c) 「このような準備金の形成は、貨幣が将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積されなければならなく」

ここで「このような準備金の形成」といわれているのは、いうまでもなく支払手段の準備金の形成のことである。そこで、(a) から考察していこう。

(a) 「このような準備金の形成は、もはや、貨幣蓄蔵の場合のように流通そのものにとつて外的な活動としてあ

られない」

ここでもちいられている「貨幣蓄蔵」とは、『批判』の第二章三貨幣(a)貨幣蓄蔵および『資本論』の第一巻第三章第三節貨幣(a)貨幣蓄蔵の項のところで、主としてとりあつかわれている「素朴な貨幣蓄蔵形態」とか、「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」とか「致富の意味をもつところの抽象的形態における貨幣蓄蔵」とかいわれている貨幣蓄蔵である。したがって、この貨幣蓄蔵の形態は、単純な商品流通のもとにおいて支配的におこなわれる自己目的としての貨幣蓄蔵である。

この形態における貨幣蓄蔵は、W—Gにおいて中断され孤立化したGが流通からひきあげられて流通の外部にGをもちだすことよつてのみおこなうことができる。したがって、この形態における貨幣蓄蔵は、流通そのものにとつて外的な活動である。

わたくしは、前稿において、このような「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」は、狭義の貨幣蓄蔵であるということをおのべた。

これに反して、支払手段の準備金の形成は、「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」の場合のように流通そのものにとつて外的な活動としてはあらわれない。支払手段の準備金の形成は、流通そのものにとつて内的な活動である。したがって、支払手段の準備金の形成は、「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」とはまったくことなつている。

(b) 「このような準備金の形成は、もはや、鑄貨準備の場合のように鑄貨のたんなる技術上の停滞としてあらわれない」

(b) においては、支払手段の準備金の形成と「鑄貨準備金」の形成との相異がのべられている。

「鑄貨準備金」は、流通  $W-G-W$  の第二環である  $G-W$  購買が「一定の流通領域の内部では一列のあいつく諸購買に分裂せざるをえなく」（『批判』S. 131）という商品流通の技術的な契機から形成される準備金である。いいかえれば、流通  $W-G-W$  におけるその第二環  $G-W$  購買は、一時に一つの購買としても、また同時に多数の購買としてもおこなわれないうで、時間的に継起しておこなわれる多数の一系列の購買に分裂するために、 $G$  の一部分は流通手段として流通するのに、 $G$  の他の部分は長かれ短かれ一定の期間休息しなければならなくなる。このような商品流通の技術的な契機から、一時的に休息状態におかれている貨幣、つまり「鑄貨準備金」が形成される。したがって「鑄貨準備金」の形成は、「購買と販売との分離というたんなる事実から、すなわち、単純な流通そのものの直接的な機構から生ずるところの一時的な積立」（*Grundrisse*, S. 886）である。そして、この「鑄貨準備金」の形成は、貨幣流通が恒常的、連続的におこなわれうるための不可欠の条件をなしているので、「鑄貨準備金」は、流通の内部において全面的に大なり小なりの割合で不断に形成される。

ところで、前稿および註（4）においてのべたように『経済学批判綱要』の附録としておさめられている『経済学批判の草稿断片』においては、マルクスは「鑄貨準備金」の形成を「貨幣蓄蔵」の一形態として叙述している。わたくしは、この場合の貨幣蓄蔵を前稿において広義の貨幣蓄蔵と理解して、「鑄貨準備金」の形成は狭義の貨幣蓄蔵にぞくしえないが、広義の貨幣蓄蔵にぞくする貨幣蓄蔵の一形態であるということのべた。したがって、「鑄貨準備金」の形成は、広義の貨幣蓄蔵の一形態である。

これに反して、支払手段の準備金の形成は、購買と販売との分離というたんなる事実から「鑄貨のたんなる技術上の停滞として」生ずる「鑄貨準備金」の形成とはあいことなり、このような形態としてはあらわれない。支払手段の

準備金の形成は、つぎにのべるように、「鑄貨準備金」の形成とともに流通過程そのものから生じ、したがって流通の内部においておこなわれるが、しかし、「鑄貨準備金」の形成のように「鑄貨のたんなる技術上の停滞として」ではなく、「流通過程そのものの諸関係から生ずる社会的必然」としておこなわれるのである。この点において「鑄貨準備金」の形成と支払手段の準備金の形成とはあいことなっている。

(c) 「このような準備金の形成は、貨幣が将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積されなければならぬ」

(a) および (b) においてみてきたように、支払手段の準備金の形成は、第一に「流通そのものにとって外的な活動」としてあらわれる「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」とも、第二に「鑄貨のたんなる技術上の停滞として」あらわれる「鑄貨準備金」の形成ともことなっている。支払手段の準備金の形成は「流通過程そのものの諸関係から生ずる社会的必然」である。第二節においてのべたように、支払手段の準備金が形成されなければならぬ契機は、商品の姿態変換の変化にある。販売者は貨幣とひきかえにはなく購買者が一定の期日に貨幣を支払うという契約のもとで商品を販売し、購買者は一定の支払期日に貨幣を支払うという契約のもとで商品を購入するという「変化した W—G」とともに支払手段の準備金は必然的に形成されなければならない。流通過程そのものから生じる支払手段の準備金の形成は、一定の支払期日に債務の支払をおこなうためであり、貨幣が支払手段として流通にはいるための貨幣の積立である。したがって、支払手段の準備金の形成は、「貨幣が将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積」される。

支払手段の準備金の形成は、このように、流通過程そのものから生じ、流通によつて、流通のために規定されてお



り、支払手段としての貨幣の流通の条件をなしている貨幣の積立である。支払手段の準備金は蓄蔵貨幣の形態にある貨幣であるから、その形成は貨幣蓄蔵である。したがって、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵は、「交換過程によって直接に必要なとされる」貨幣蓄蔵であり、流通のために、流通によって規定された貨幣蓄蔵である。

以上 (a)、(b)、(c) と考察してきたところから「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」、「鑄貨準備金の形態における貨幣蓄蔵」、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵は、それぞれの形成の契機をことにした貨幣蓄蔵であり、それぞれの機能、目的はあいことなっているということがあきらかになつた。

(二) そこで、つぎにこれらの三つの貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣について考察してみよう。

(イ) 「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」のもとで形成される蓄蔵貨幣

「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」は、まえにものべたように、 $W \rightarrow G$  において中断され孤立化した  $G$  が流通からひきあげられて流通の外部に  $G$  をもちだすことによつてのみおこなうことができる。したがって、この形態のもとにおいて形成される蓄蔵貨幣は、流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている。このようにこの蓄蔵貨幣は、流通貨幣量から分離され、その一構成部分をなしていないから、流通貨幣量のたえざる収縮、膨脹を可能ならしめる機能をはたすことができる。このことは『批判』および『資本論』第一巻の貨幣蓄蔵の項のところであきらかにされている。このような蓄蔵貨幣は、わたくしの規定にしたがえば狭義の蓄蔵貨幣である。したがって、「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」の形態のもとで形成される蓄蔵貨幣は狭義の蓄蔵貨幣である。

(ロ) 「鑄貨準備金の形態における貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣」

まえの (b) のところでのべたように、『経済学批判綱要』の附録としておさめられている『経済学批判の草稿断

片』においては「鑄貨準備金」の形成は貨幣蓄蔵の一形態として叙述されている。したがって、「鑄貨準備金」は蓄蔵貨幣であるというように考えられるのであるが、『批判』においては「鑄貨準備金」が蓄蔵貨幣の形態にあるということは叙述されていない。むしろ、表現の上では、「蓄蔵貨幣を鑄貨準備と混同してはならない」(『批判』S. 131)と「鑄貨準備金」と蓄蔵貨幣とを区別している。この区別は、「鑄貨準備金」は「つねに流通内にある貨幣総量の一構成部分をなしている」(『批判』S. 131)の、蓄蔵貨幣は流通貨幣量から分離されており、流通貨幣量のたえざる収縮、膨脹を可能ならしめる貨幣である、という点にもとづいている。

ところで、『資本論』においては、前稿において考察したように、『批判』において「鑄貨準備金」について叙述されている第二章三貨幣 (a) 貨幣蓄蔵および (b) 支払手段の項に相對應する第一卷第一編第三章第三節貨幣 (a) 貨幣蓄蔵および (b) 支払手段の項には「鑄貨準備金」という言葉は使用されておらず、また「鑄貨準備金」についての詳細な叙述は存在しない。「鑄貨準備金」という言葉は『資本論』においては第二卷、第三卷にそれぞれ一箇所づつもちいられているが、第二卷の方は『批判』よりの引用であり、第三卷の方はただ言葉が使用されているにすぎない。しかし、たとえば『資本論』第二卷において「鑄貨準備金」の概念をあらわす「準備金」を見出すことができる。それらは「日常的消费に予定された準備金」(『資本論』第二卷、S. 61、長谷部訳、青木版八七ページ)、「直接流通貨幣の直接的準備金」(同上、S. 177、二三三〜四ページ)、「鑄貨の停滯的準備金」(同上、S. 346、四五〇ページ)などである。ところが、これらの「鑄貨準備金」の概念を表現している「準備金」のうち、「日常的消费に予定された準備金」は、「蓄蔵貨幣の形態」にあり、さらに「蓄蔵貨幣としての一時的形態」としてのべられており、また「鑄貨の停滯的準備金」は「蓄蔵形態(Schatzform)」のなかにふくめられている。したがって、これらのところで

は、「鑄貨準備金」は蓄藏貨幣としてとらえられているのである。

そこで、わたくしはこの「鑄貨準備金」と蓄藏貨幣との関連の問題にたいして、前稿において蓄藏貨幣を広義の蓄藏貨幣と狭義の蓄藏貨幣とに区分して、『批判』において「鑄貨準備金」と蓄藏貨幣とを混同してはならないといわれている場合の蓄藏貨幣は狭義の蓄藏貨幣であると理解し、『資本論』第二巻において「鑄貨準備金」の概念をあらわしているさきの「準備金」が蓄藏貨幣の形態にあるといわれている場合の蓄藏貨幣は広義の蓄藏貨幣であると理解した。

広義の蓄藏貨幣は、流通していない非流通手段の形態におかれている貨幣すべてであり、狭義の蓄藏貨幣は、さらに流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されており、流通貨幣量のたえざる収縮、膨脹を可能ならしめる機能をはたしうる貨幣である。

「鑄貨準備金」の形態にある貨幣は、商品流通そのものの直接的な機構から鑄貨の技術上の停滞として一時的に休息状態におかれている。したがって、それは流通していない非流通手段の形態にある。しかし、「鑄貨準備金」は、このように、非流通手段の形態にあるといっても、それは流通貨幣量の一構成部分をなしており、流通貨幣量から分離され、その増減を調節する機能をはたすことはできない。したがって、「鑄貨準備金」は狭義の蓄藏貨幣の形態にはない。「鑄貨準備金」は広義の蓄藏貨幣の形態にある。

かくして、「鑄貨準備金」の形態における貨幣蓄藏のもとで形成される蓄藏貨幣は広義の蓄藏貨幣である。

(ハ) 支払手段の準備金の形態における貨幣蓄藏のもとで形成される蓄藏貨幣

支払手段の準備金の形態における貨幣蓄藏は、一定の支払期日に債務の支払をおこなうための、貨幣が支払手段として流通にはいるための貨幣の積立である。この形態のもとで形成される蓄藏貨幣は、したがって、このような目的

をもって一時的に流通からひきあげられて休息状態におかれている。それが流通貨幣量から分離されているか、どうかはまだあきらかにされていないが、流通していない非流通手段の形態にあることはあきらかである。したがって、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣は、広義の蓄蔵貨幣にぞくしていることは明白である。

以上『批判』の引用文の(二)の問題を検討して、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵が、「自立的な致富形態としての貨幣蓄蔵」および「鑄貨準備金」の形成と、どのようにその契機、目的、役割をことにしているかを考察し、そしてまたそれぞれの形態のもとで形成される蓄蔵貨幣についてのべてきた。この考察によって支払手段の準備金の形成の契機、その目的、役割があきらかにされえたと思う。

のこされている問題は、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵が狭義の貨幣蓄蔵にぞくしうるかどうか、この形態のもとで形成される蓄蔵貨幣を狭義の蓄蔵貨幣として規定しうるかどうか、ということである。

ところで、まえにのべたように、わたくしが広義の蓄蔵貨幣から狭義の蓄蔵貨幣を区分する点は、流通していない非流通手段の形態にある貨幣が、流通貨幣量から分離されているか、あるいはその一構成部分をなしているかというところにある。したがって、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵が狭義の貨幣蓄蔵と規定しうるかどうか、またこの形態の貨幣蓄蔵のもとで形成される蓄蔵貨幣が狭義の蓄蔵貨幣と規定しうるかどうかを解明するためには、支払手段の準備金と支払手段の流通貨幣量との関係をあきらかにしなければならぬ。しかし、この支払手段の準備金と支払手段の流通貨幣量との関係についての直接的な叙述は、第一節においてのべたように『批判』においても、また『資本論』においてもあてえられていない。

そこで、われわれはまず支払手段の流通貨幣量について考察し、この考察を通じて支払手段の準備金と支払手段の流通貨幣量との關係を考えてみなければならぬ。

#### 四

支払手段の流通貨幣量については、周知のように『資本論』第一卷第三章第三節貨幣（b）および『批判』第二章三貨幣（b）の支払手段の項のなかでのべられている。

支払手段の流通貨幣量は、支払われるべき諸債務の総額によって規定される。この支払われるべき諸債務の総額は「譲渡された諸商品の価格総額」（『批判』S. 138）をあらわしている。したがって、「流通する貨幣の数量は商品価格に依存するという一般的法則」（『批判』S. 142）は支払手段の流通貨幣量の場合にもつらぬいている。

支払手段の流通貨幣量は、このように支払われるべき諸債務の総額、いいかえれば、譲渡された諸商品の価格総額によって規定されるが、さらにつきの二つの条件によって修正される。その一つは支払手段の流通速度であり、他の一つは相殺される諸支払の総額である。

##### （一）支払手段の流通速度

支払手段の流通速度とは、同一貨幣片が支払手段としてその機能をくりかえす速度であるが、この流通速度が速ければ速いほど支払手段の流通貨幣量は節約される。

支払手段の流通速度は、つぎの二つの事情によって条件づけられている。

（a）第一の事情は「Aは、その債務者Bから貨幣をうけとり、それをさらにその債権者Cに支払うというような、

支払手段の準備金について

債権者と債務者との諸関係の連鎖」(『資本論』第一巻、S.142~3、長谷部訳、青木版二六九ページ)である。<sup>(6)</sup>

このような連鎖が存在しなければ、貨幣は支払手段としてふたたびくりかえして流通することができない。したがって、支払手段の流通速度は、このような債権債務関係の連鎖に依存している。このような連鎖が中断されずに継続的であればあるほど同じ貨幣の支払手段として役立つ回数は増加する。

(6) 『批判』においては「おなじ商品所有者が、あるものになりたいしては債権者であり、他のものになりたいしては債務者であるというような、かれらのあいだの債権債務関係の連鎖」(『批判』S.139)とのべられている。しかし、『批判』においてのべられていないような債権債務関係の連鎖が存在していたとしても、同一貨幣片がふたたびくりかえして支払手段として流通するとはかぎらない。たとえば、AはBにたいして債権者であり、Cにたいして債務者であったとしてもCにたいする債務の支払期日が、Bより支払をうける期日よりもはやければ、このような債権債務の関係は、支払手段の流通速度にはなんの関係もないことになる。したがって、本文に引用した『資本論』の叙述の方が正しい。

(b) 第二の事情は「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」(『資本論』第一巻、S.143、長谷部訳、青木版二六九ページ)である。

「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」と支払手段の流通速度との関係はつぎのようである。たとえば、AのBにたいする支払期日が三月三十一日であり、BのCにたいする支払期日が四月十五日であり、CのDにたいする支払期日が四月三十日である場合と、AのBにたいする支払期日が三月三十一日であり、BのCにたいする支払期日が四月二十日であり、DのEにたいする支払期日が四月三十日であるという場合とをくらべてみると、同一貨幣片がおなじ期間にまえの場合には三回支払手段として役立つが、まえの場合よりも支払期日と支払期日とのあいだの時間的ながさが短いあとの場合には四回支払手段として役立つことになる。

すなわち、支払期日と支払期日とのあいだの時間的な長さが短ければ短いほど支払手段の流通速度は速くなり、反対の場合には遅くなるという関係にある。<sup>(7)</sup>

(7) 三宅教授は、『貨幣信用論研究』第一章貨幣小論四「第三節貨幣」の(3)支払手段のところで支払期日のところに、註をつけてつぎのようにのべられている。

「マルクスはこの国でも諸々の一般的な支払期日が確立されることについて言及し、週期的支払における支払手段の必要量についての法則を立てているが(Ⅱ一四七頁〔『資本論』第一卷S.147])。そこで『逆比例』と書いていることをめぐって戦前若干の論争があった。詳論する紙数がないがこれは長谷部文雄氏の訳者註にもかかわらず、『正』を『逆』とマルクスが書き誤ったものと考えられる。またしたがって、こゝはⅡ一八二頁〔『資本論』第二卷S.182〕の箇所と同様に『諸支払週期』とされるべきである」(三宅義夫著『貨幣信用論研究』三九ページ、〔 〕内は引用者)。

長谷部氏の訳者註にはつぎのように書かれている。

「インステイテュート版では、この逆比例が正比例と改められ(カウツキー版でも同じ)、そして『原文で逆比例となっているのは明かに誤記である』という編集者の註が付せられている。(その後、原文の逆比例が正しい旨の訂正があった。)この場合の問題は、Länge der Zahlungsperioden という言葉を、支払週期、(一週間目とか三ヶ月目というような、支払期限と支払期限との間隔)の長さで解するか、支払期間、(一日間とか一週間とかいう、その間に支払が行われるべき期間)の長さで解するかに依存するのであって、前者が大となれば、支払総額が大となるが故に支払手段の必要分量はこれに正比例し、また後者が大となれば、支払手段の流通速度が大となるが故に支払手段の必要分量はこれに逆比例する。しかるに、マルクスの本文における『支払手段の流通速度にかんする法則からして……週期的な支払にとつては』という前置きからすれば、右の言葉は『支払期間の長さ』と読むべきであり、比例関係は『逆』でなければならぬと思われる」(長谷部訳『資本論』第一部、青木版二七五―六ページ)、『資本論』の文章はつぎのようである。

「支払手段の流通速度にかんする法則からして、その起源の如何をとわずすべての週期的な支払にとつては、支払手段の必要分量は諸支払週期の長さに逆比例する、ということになる」(『資本論』第一卷 S.146、長谷部訳、青木版二七五ページ)。

この問題は、支払手段の流通速度に直接関係があるので、簡単にふれておこうと思う。

支払手段の準備金について

(1) 支払手段の流通速度は、本文においてのべたように、(a)「Aは、その債務者Bから貨幣をうけとり、それをさらにその債権者Cに支払うというような、債権者と債務者との諸関係の連鎖」、(b)「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」という二つの事情によって条件づけられている。いま問題になっている『資本論』の文章は、長谷部氏ものべられているように「支払手段の流通速度にかんする法則からして……」となっているから、*„Länge der Zahlungsperioden“* は支払手段の流通速度と関連させて考えなければならぬ。*„Länge der Zahlungsperioden“* を支払手段の流通速度と関連させて考えるならば、これは支払手段の流通速度を規定する第二の事情 (b) と関係する。したがって、*„Länge der Zahlungsperioden“* は「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」を意味するものと考えなければならぬ。この場合の訳語は、三宅教授が指摘されているように「諸支払週期」とすべきである。「諸支払週期」が短ければ、支払手段の流通速度は速くなるから、支払手段の必要量は少くなり、逆に「諸支払週期」が長ければ、支払手段の流通速度は遅くなるから、支払手段の必要量は多くなる。したがって、支払手段の必要量と「諸支払週期の長さ」との比例関係は正比例である。三宅教授が指摘されているように、「正」を「逆」にマルクスが書き誤ったものと考えられる。

(2) 長谷部氏は、「支払期間」が大となれば支払手段の流通速度が大となるから、支払手段の必要量はこれに逆比例する、とのべられている。「支払期間」とは、そのあいだに支払がおこなわれるべき期間としてもちいられている。しかし、さきの(a)を与えられたものとすれば、支払手段の流通速度は「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」に依存するのであって、このような「支払期間」には依存しない。支払手段の流通速度は「支払期間」の大小に関係なく、種々の支払期日のあいだの時間的ながさによって規定されるのである。したがって、「支払期間」と支払手段の流通速度とのあいだにはなんの関係もない。

以上要するに、支払手段の流通速度は、「Aは、その債務者Bから貨幣をうけとり、それをさらにその債権者Cに支払うというような、債権者と債務者との諸関係の連鎖」が中断されずに継続的であればあるほど、また「種々の支払期日のあいだの時間的ながさ」が短ければ短いほど、ますます速くなり、反対の場合には遅くなるわけである。

(二) 相殺される諸支払の総額

支払手段の流通貨幣量は、第二に相殺される諸支払の総額によって修正される。相殺は、諸支払が同時におこなわ



れ、それらの諸支払が一つの場所に集中され、AはBにたいして支払わねばならないが、同時にBはCにたいして支払わねばならず、CはAにたいして支払わねばならないというような債権債務の関係が存在する場合におこなわれる。

たとえば、同時におこなわれる諸支払が集中されて、AはBにたいし、BはCにたいし、さらにCはAにたいして、同時にそれぞれ同額の二、〇〇〇万円を支払わねばならないとするならば、この場合には正量と負量とが相殺されて、総額六、〇〇〇万円の債務が、現実の貨幣の介入なしに決済される。したがって、この場合には、総額六、〇〇〇万円の債務の支払のために必要な支払手段は必要とされないから、支払手段の流通貨幣量を規定する支払われるべき諸債務の総額からこの相殺される諸支払の総額をさしひかなければならない。また、たとえば、いまの例でCはAにたいして三、〇〇〇万円支払わねばならないとするならば、支払われるべき債務の総額七、〇〇〇万円のうち六、〇〇〇万円は相殺されるが、一、〇〇〇万円は相殺されない。したがって、この場合には、相殺される六、〇〇〇万円だけが支払われるべき諸債務の総額からさしひかれるが、残額一、〇〇〇万円は支払手段の流通貨幣量を規定する。要するに、支払手段の流通貨幣量は、「同時に実現されるべき諸支払の価格総額によって規定されないで、諸支払の集中の程度と、それらが負量および正量として相互に相殺されたのちに残存する差額の大きさによって規定される」(『批判』S.140)の如い。

以上考察してきたように、支払手段の流通貨幣量は、支払われるべき諸債務の総額によって規定され、支払手段の流通速度および相殺される諸支払の総額によって修正される。支払手段の流通速度が速ければ速いほど、相殺される諸支払の総額が多ければ多いほど、支払手段の流通貨幣量は節約される。

さて、いままで支払手段の流通貨幣量について考察してそれを規定する諸要因があきらかになったが、この考察を

通じて、つぎに支払手段の準備金と支払手段の流通貨幣量との関係を考えてみよう。支払手段の準備金は支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしているであろうか。あるいはそれから分離されているであろうか。

支払手段の流通貨幣量は、いま考察したように、支払われるべき諸債務の総額によって規定されている。これらの諸債務の支払われるべき額およびその支払期日は、すでにそれぞれの「変化したW—G」によってあたえられている。これらの支払われるべき諸債務のうち、支払期日になった債務にたいしては貨幣は支払手段として流通にはいるが、まだ支払期日になっていない債務にたいする貨幣は支払期日になつするまで休息状態におかれている。この休息状態におかれている貨幣は支払手段の準備金である。

支払手段の準備金は、第二節および第三節においてのべたように、「変化したW—G」によって必然的に形成され、一定の支払期日に債務の支払をおこなうために準備されている貨幣である。したがって、それは貨幣が支払手段として機能するためにとる一状態であり、支払手段としての貨幣の流通には支払手段の準備金は存在しなければならぬ。つまり、支払手段の準備金は流通過程そのものから生じ、支払手段としての貨幣の流通のための条件をなしている。

支払手段の準備金は、現実には支払手段として流通にははいっていない。だが、それは支払手段として流通にはいることが「変化したW—G」によって生じた債務によってさだめられている。ところで、この「変化したW—G」によって生じた債務は、支払手段の流通貨幣量を規定している。そこでわれわれは、支払手段の準備金は、支払手段の流通貨幣量から分離されておらず、その一構成部分をなしていると考えなければならぬ。

だが、この場合、支払手段の準備金が支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしているといっても、この支払手段の準備金が支払手段の流通貨幣量を規定する一つの要因であるというわけではけつしてない。支払手段の流通貨幣量

は、さきにみたように「変化したW—G」によって生じた支払われるべき諸債務の総額によって規定されているのである。支払手段の準備金は、この「変化したW—G」によって支払われるべき諸債務の支払のために準備され、支払手段として流通にはいり機能するために、一時的に流通からひきあげられて休息状態におかれている貨幣であるから、それは支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている、という意味である。

マルクスは、第三節において引用した『批判』の第二章三貨幣(b) 支払手段の項の第十四パラグラフのさいごのところ、ロックの利子率のひきさげにかんする著述によると「銀行制度が発達しはじめたばかりのその時代に、イギリスでは、一般に流通している貨幣の、どんなにいちじるしい部分が支払手段のための貯水池によって吸収されて、いたかがわかる」(『批判』S.142. 傍点—引用者)とのべて、当時、支払手段の準備金が「銀行制度が発達しはじめたばかり」なのに、いかに集積されていたかということを指摘するとともに、支払手段の準備金が「流通している貨幣」のなかにふくまれているということをあきらかにしている。この後者のことは、支払手段の準備金は、一時流通からひきあげられて蓄蔵貨幣の形態にはあるが、支払手段の準備金そのものは、流通のなかにあって、支払手段として機能している貨幣のなかにふくまれている、つまり支払手段の準備金は、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしているということの意味している。

以上考察してきたところから、われわれは、支払手段の準備金は、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしており、支払手段として機能する貨幣の一時的な状態である、と考へなければならぬ。したがって、支払手段の準備金は、支払手段の流通貨幣量から分離されており、その増減を調節する機能をはたしうる貨幣ではない。

「鑄貨準備金」は、まえにのべたように、流通手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている。したがって、「鑄貨

準備金」および支払手段の準備金は、流通貨幣量（流通手段の流通貨幣量プラス支払手段の流通貨幣量）の一構成部分をなしている。しかし、第三節においてのべたように、両者の形成の契機、それぞれの目的、役割はあいことなっている。

それでは、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしている支払手段の準備金の相対的大きさは、なにによって規定されるかということについてみてみよう。

支払手段の準備金の相対的大きさは、一般的にいえば、支払われるべき諸債務の総額によって規定されるが、しかし、この支払われるべき諸債務の総額の全額が支払手段の準備金として一定期間存在するというのではない。というのは、支払われるべき諸債務の支払期日は、それぞれの「変化したW—G」によって生じた債務によってあいことなっており、またおなじ支払期日の諸債務もあるからである。

支払手段の準備金の相対的大きさは、相殺される諸支払の総額の程度および支払手段の流通速度の大小によって規定される。

(一) 相殺される諸支払の総額の程度

まえにのべたように、同一の支払期日におこなわれる諸支払がおなじ場所に集中され、そして、AはBにたいし、BはCにたいし、CはAにたいして支払わねばならないというような債権債務の関係が存在する場合には相殺がおこなわれる。相殺がおこなわれる場合には、支払手段の流通貨幣量は、支払われるべき諸債務の総額によって規定されないで、支払われるべき諸債務の総額から相殺される諸支払の総額をさしひいた債務額によって規定される。したがって、支払手段の準備金は、相殺が確実に予想されるかぎりでは、債権と債務の差額だけが必要とするから、相対

的に節約され、収縮される。しかし、諸支払が完全に相殺されることはむしろまれであり、差額が残り、また相殺されない諸支払が存在するから、支払手段の準備金は形成されていなければならない。相殺される諸支払が存在する場合にはそれがない場合にくらべて、相対的に支払手段の準備金が節約され、減少せしめられるのである。

## (二) 支払手段の流通速度の大小

たとえば、支払われるべき諸債務の総額が一、〇〇〇万円であり、相殺がおこなわれえないとし、支払手段の流通速度が一〇である場合と五である場合とをくらべてみると、支払手段の準備金は、前者の場合には一〇〇万円形成されるが後者の場合には二〇〇万円形成されている。つまり、支払手段の準備金の相対的大きさと支払手段の流通速度との関係は逆比例の関係にある。したがって、支払手段の流通速度が速ければ、支払手段の準備金の形成は相対的に少く、遅ければ支払手段の準備金は相対的に多く形成される。

以上のように、支払手段の準備金の相対的大きさは、相殺される諸支払の総額の程度および支払手段の流通速度の大小によって規定される。相殺される諸支払の総額が多く、支払手段の流通速度が速ければ、支払手段の準備金は相対的に少く形成され、反対の場合には相対的に多く形成される。

しかし、支払手段の準備金が多すぎると形成されないということは、「変化したW—G」がおこなわれたかぎり考えられないことである。すべての支払われるべき諸債務が相殺されることはないし、たえず差額が存在するし、また相殺されない諸支払があり、支払手段の流通速度が無量大となるようなことは決してありえないことであるからである。

さて、以上支払手段の準備金と支払手段の流通貨幣量との関係を考察して、支払手段の準備金は支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしており、支払手段の流通貨幣量からは分離されていない、ということがあきらかになった。

このことから、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵が狭義の貨幣蓄蔵にぞくしうるかどうか、支払手段の準備金が狭義の蓄蔵貨幣の形態にあると規定することができるかどうか、という問題にたいする結論をみちびきだすことができるであろう。

## 五

第一節においてのべたように、マルクスは「支払手段の準備金の形成は貨幣蓄蔵であり、支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」と指摘しているが、支払手段の準備金と流通貨幣量との関係についての直接の指摘はなされていない。そこで一般には「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」という規定にもとづいて、支払手段の準備金は流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている貨幣として理解されているようである。ところで、支払手段の準備金は支払手段の流通貨幣量との関係について考察してみると、前節においてのべてきたように、支払手段の準備金は支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしていると考えられるのである。したがって、「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」という場合の蓄蔵貨幣は、流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている蓄蔵貨幣の意味ではなくなる。では、いかなる意味において「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」といわれているのであろうか。それは支払手段の準備金は、流通していない非流通手段の形態にあるという意味で「蓄蔵貨幣」であると規定されているのであると思われる。支払手段の準備金は、いままで考察してきたように「変化したW—G」によって生じた債務にたいする支払をおこなうために準備されている貨幣であり、支払手段として機能するために一時的に流通からひきあげられて休息状態におかれている貨幣であり、したがって、流通していない非流通手段の形態にあることはあきらかである。

この非流通手段の形態にあるという意味において「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」といわれているのである。したがって、この場合の「蓄蔵貨幣」は、流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されている貨幣という意味における蓄蔵貨幣ではない。「支払手段の準備金の形成は貨幣蓄蔵である」という場合の貨幣蓄蔵も、以上のような意味における蓄蔵貨幣の形成と理解しなければならぬ。

ところで、わたくしは、流通していない非流通手段の形態にある貨幣を広義の蓄蔵貨幣とし、さらに広義の蓄蔵貨幣から区分して、流通の外部にでており、流通貨幣量から分離されており、その構成部分をなしていない貨幣を狭義の蓄蔵貨幣と規定した。そこで、この規定にしたがえば、流通していない非流通手段の形態にはあるが、支払手段の流通貨幣量の一構成部分をなしており、それから分離されていない支払手段の準備金は、広義の蓄蔵貨幣であって、狭義の蓄蔵貨幣ではないということになる。「支払手段の準備金は蓄蔵貨幣である」という場合の蓄蔵貨幣は、狭義の蓄蔵貨幣として理解すべきでなく、広義の蓄蔵貨幣として理解しなければならない。したがってまた、支払手段の準備金の形態における貨幣蓄蔵は、狭義の貨幣蓄蔵ではなく、広義の貨幣蓄蔵である。

第三節において考察したように「鑄貨準備金」と支払手段の準備金とは、それぞれの形成の契機、それぞれの目的役割はあいことなっている。しかし、それぞれの流通貨幣量にたいする関係においては、いずれも流通貨幣量（流通手段の流通貨幣量プラス支払手段の流通貨幣量）の一構成部分をなしており、いずれも流通によって流通のために規定されている。そしてまた、いずれも一時的に流通からひきあげられて休息状態におかれており、流通していない非流通手段の形態にある。したがって、「鑄貨準備金」、支払手段の準備金は、ともに広義の蓄蔵貨幣の形態にある。

（一九五九年九月）